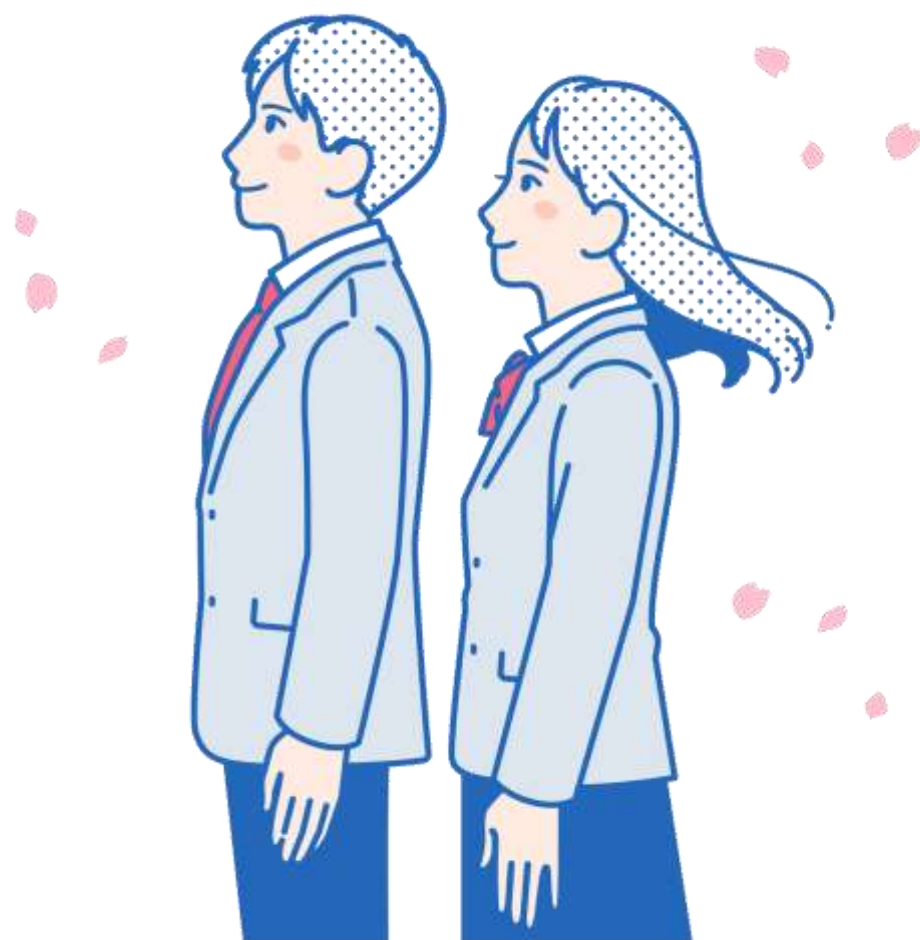


一人一人の社会的自立に向けた 児童生徒支援ガイドブック

～総合的な長期欠席・不登校対策～

令和6年3月

埼玉県教育委員会



はじめに

国の調査によると、令和4年度における全国小、中、高等学校の不登校児童生徒は30万人を超え、小中学校だけでみても29万人余りとなっています。このような状況は、不登校が児童生徒の学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立に対しリスクがあることを考えると、学校教育における大きな課題であると認識しています。

増加し続ける不登校に対し、学校における対策は十分でしょうか。「教育機会確保法を踏まえると児童生徒への働きかけをためらってしまう」「保護者の意識が変わってしまった」「児童生徒にやる気が見られない」など制度や相手方に原因を求める姿勢はないでしょうか。不登校は問題行動ではありません。学校に行きたいと思っているにもかかわらず、学校に行くことができない状態にある児童生徒が大勢います。そして、教員との関係、友人との関係、学習内容がわからない、といったことが不登校のきっかけになっているという調査結果もあります。不登校のきっかけには学校由来もあることに私たちは目を向けなくてはなりません。学校は安全安心な場所なのか、学習内容は興味を持てるものとなっているのか、教室に児童生徒の居場所はあるのか、学校は改めて問い直すことが求められています。そのうえで、学校に中々なじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があります。

また、不登校児童生徒に対しては、担任による支援に加えて、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門家や外部の関係機関とも連携した支援を行い、児童生徒の社会的自立に向けた支援を確実なものとするのが大切です。学校は、学校外で学びを続けている児童生徒とも関係を継続し、保護者と連携してその育ちを支援していく必要があります。

不登校が増え続ける現状ではありますが、児童生徒一人一人の社会的自立に向けて、学校が果たす役割の大きさは変わりません。このガイドブックを参考にいただき、各学校における不登校対策が一層充実することを期待しております。

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

目次（全体）

総論	1	不登校に関する基本的な考え方	P 4
	2	不登校対策の全体像	P 5
未然防止	3	魅力ある学校づくり	P 6
	4	未然防止のための教育活動	P 7
チーム学校	5	「チーム学校」による組織的な対応	P 8
	6	児童生徒支援のチームづくり	P10
	7	チームによる支援のプロセス	P11
早期発見対応	8	早期発見と初期対応	P12
	9	アセスメント（情報収集・分析）	P14
	10	支援のプランニング（ケース会議の開催）	P16
	11	不登校になる前段階の対応（家庭訪問）	P18
長期化対応	12	長期化への対応（自立に向けた支援）	P19
	13	別室の有効活用	P20
	14	多様な関係機関との連携	P21
	15	I C Tの有効活用	P23
	16	保護者に対する支援	P24
進路支援	17	多様な自立の在り方に向けての進路支援	P25
参考資料		（各種シート）	P26
		（参考資料）	P28

【本書の使い方】

- 本書は、校内研修用の資料や日常的な対応の手引き、また、不登校対策に関する組織的な対応状況の点検資料として活用できる内容となっています。
- 「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義される不登校だけでなく、長期欠席や、不登校の前段階の児童生徒への対応も想定した内容です。
- 主に中学校を想定した内容となっていますが、他校種でも活用いただけます。

【参考】児童生徒の状態別索引

登校している

状態0 学校に馴染んでいる

状態1 登校は辛くないが不安を感じている（元気がない）

状態2 心の中では登校が辛い（欠席はしていない）

状態3 基本的には教室で過ごすが遅刻・欠席がしばしばある

状態4 登校しても教室には入れず別室登校をしている

○未然防止

- 3 魅力ある学校づくり P6
- 4 未然防止のための教育活動 P7

○早期発見・対応

- 8 早期発見と初期対応 P12
- 9 アセスメント（情報収集・分析） P14
- 10 支援のプランニング P16
- 11 不登校になる前段階の対応 P18
- 13 別室の有効活用 P20
- 16 保護者に対する支援 P24

登校していない

状態5 登校はできないが学校以外の施設への定期的参加はできる

状態6 比較的気軽に外出はできる

状態7 家庭内では安定しているが外出は難しい

状態8 部屋に閉じこもり、家族ともほとんど顔を合わせない

○長期化への対応

- 12 長期化への対応（自立に向けた支援） P19
- 13 別室の有効活用 P20
- 14 多様な関係機関との連携 P21
- 15 ICTの有効活用 P23
- 16 保護者に対する支援 P24
- 17 多様な自立の在り方に向けての進路支援 P25

○総論

- 1 不登校に関する基本的な考え方 P4
- 2 不登校対策の全体像 P5

○チーム学校

- 5 「チーム学校」による組織的な対応 P8
- 6 児童生徒支援のチームづくり P10
- 7 チームによる支援のプロセス P11
- 9 アセスメント（情報収集・分析） P14
- 10 支援のプランニング（ケース会議の開催） P16

1 不登校に関する基本的な考え方

「不登校」に対する偏見や理解不足が原因の不適切な発言や対応が、不登校の要因になることや、学校への復帰を妨げることがあります。教職員一人一人が、不登校に関する基本的な考え方を理解することが重要です。

基本的な考え方

教育機会確保法*の内容を踏まえたポイントです

*平成28年に成立した不登校児童生徒等に対する教育機会の確保を目的とした法律



目指すのは

「社会的自立」

1. 社会的に自立することを目指す

- ・支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすことです。
- ・学校に登校するという結果のみを目標とはしません。児童生徒が自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。

大きな役割を担うのが

「学校教育」

2. 学校教育の役割は極めて大きい

- ・学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会で役立つ生きる力を養う場です。
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図ること、既存の学校教育になじめない児童生徒がいれば、なじめない要因の解消に努めることが必要です。

誰にでも起こり得るのが

「不登校」

3. 不登校は問題行動ではない

- ・不登校の要因は様々。誰にでも起こり得るのが不登校です。
- ・不登校は甘えでも怠けでもありません。分かっているのに動けないというのが、不登校の児童生徒の心の状況です。
- ・不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともあります。

必要なのは

「学びの保障」

4. 一人一人に合った支援をする

- ・一方、学業の遅れや進路選択上の課題等があることに留意して適切な支援を行います。
- ・必要な支援は一人一人様々であり、またその時々で変わります。
- ・学校への復帰を望む児童生徒もいれば、教育支援センターなど学校外の学びの場を活用するのがよい児童生徒もいます。学校だけで抱え込まず、公共機関や民間機関とも連携します。

2 不登校対策の全体像

不登校になってからの支援だけでなく、不登校の未然防止やリスクのある段階で早期に支援するなど、児童生徒を重層的に支援することで誰一人取り残されない「学びの保障」を実現します。

児童生徒の重層的支援



全ての児童生徒

①未然防止

- ・学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所だと実感できる魅力ある学校づくりと分かりやすい授業の工夫
- ・児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気付きSOSを受け止める力の向上
- ・発達段階を踏まえたキャリア教育の推進

⇒「3 魅力ある学校づくり」P6参照

⇒「4 未然防止のための教育活動」P7参照



不登校傾向*の子供は不登校の約3倍との調査結果も

*学校には行くが教室に入れない、教室で過ごすが授業に参加しないなどの状態のこと

リスクのある児童生徒

②早期発見・対応

- ・休み始めの段階でのアセスメント
- ・ケース会議において決定した支援計画に基づく早期の家庭訪問
- ・教職員、SC、SSW、相談員や保護者の連携・協働による支援の開始
- ・「児童生徒理解・支援シート（P27）」や「個別の教育支援計画」等の作成

⇒「8 早期発見と初期対応」P12参照

⇒「10 支援のプランニング」P16参照

⇒「11 不登校になる前段階の対応」P18参照

中学生の20人に1人以上が不登校です



不登校児童生徒

③長期化への対応

- ・別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援
- ・教育支援センターにおける学習支援
- ・ICTを活用したオンライン学習等
- ・SC等によるカウンセリング
- ・進学先（中学校・高等学校等）との連携

⇒「12 長期化への対応」P19参照

3 魅力ある学校づくり

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所と実感できる取組を行うことが重要です。新たな不登校が生じない、児童生徒が毎日通いたいと思える魅力ある学校づくりに取り組みます。

魅力ある学校づくりのための4つの取組

①安心して学べる学校づくり

- ・校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校運営・学級経営を行うことが、様々な問題の目を摘み、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現する一歩となります。
- ・校則の見直しなど、児童生徒が安心して意見を表明できる場の提供を推進します。

②学級での居場所づくり

- ・児童生徒が「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくりを目指します。
- ・協働的な活動を通して、児童生徒自らが絆を感じ取り、紡いでいけるような場や機会を提供します。

4つの「●●づくり」

③児童生徒との信頼関係づくり

- ・児童生徒の気持ちや本音を上手に引き出す共感的な対応など、相談力を向上します。
- ・受容的に接するとともに、規範・規律に反する言動に対しては毅然とした指導を行います。

④学ぶ意欲を育む授業づくり

- ・どの児童生徒も分かる授業、興味の持てる授業を心がけ、児童生徒の学ぶ意欲や自己存在感を高めます。
- ・児童生徒それぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが大切です。
- ・「分かった」「できた」を児童生徒が実感できる授業に向けて改善を続けます。

知っていますか？「発達支持的生徒指導」

発達支持的生徒指導は、全ての児童生徒を対象に、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。日々の挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通して児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように、意図的・計画的に働きかけます。

4 未然防止のための教育活動

社会的自立とは、適切に他者に依存し、必要な支援を求めながら、社会の中で自己実現することです。そのために必要な、児童生徒の人間関係形成・社会形成能力を育むキャリア教育を推進します。

SOSの出し方に関する教育

悩みがあることは「恥ずかしい」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える児童生徒がいます。成長途上にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に助けを求めることは、適切に依存できるネットワークを築いて自立へと踏み出す一歩であると理解するとともに、児童生徒に対してはSOSの出し方に関する教育を実施します。

- 【参考】○「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料
（平成30年2月 東京都教育委員会）
- 児童生徒の自殺を予防するためのプログラム
（平成30年3月 北海道教育委員会）

※いずれも各道県のホームページで確認可能です

知っていますか？「ライフスキル教育」

世界保健機関（WHO）では、「日常生活に生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な心理的社会的能力」をライフスキルと定義して、子供たちの危機的状況を未然に防ぐには、コミュニケーションスキル、対人関係スキル、ストレス対処スキルなどのライフスキルを早い時期に身につけさせるべきであるとしています。SOSを出す力もこのようなライフスキルの一つです。

教職員の相談力向上

児童生徒が発するSOSを受けとめるためには、教職員の相談力向上が重要です。教育相談部会が企画する校内研修、教育相談に関する機関研修への参加のほか、教員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる**相互コンサルテーション**の機会を持つことなどが考えられます。

「相互コンサルテーション」とは…

児童生徒の問題で悩む者に対して、より効果的な指導・援助のあり方を見つけられるよう、異なる専門性や役割をもつ者がアセスメントや対応策について話し合うこと

5 「チーム学校」による組織的な対応

不登校の要因・背景は複雑化・多様化しており、また一人一人で異なります。担任一人ではできないことも、他の教職員等とチームを組み役割分担することで、指導・援助の幅や可能性が広がります。

「チーム学校」による支援体制

学校内には、学級担任だけではなく、さまざまな専門性や職務を担う教職員がいます。それぞれが自身の役割を理解したうえで、チームとして不登校児童生徒を支援します。



各職員の役割と職務内容

学校等配置のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが教職員として位置付けられていることを認識した上で、不登校児童生徒への関わりを丸投げにするのではなく、相互の情報共有を密接にし、一緒に取り組むことが重要です。

教育相談コーディネーター(教育相談主任)

教職員という立場でカウンセリングや相談業務に関わります。教職員という立場を生かし、即時的なニーズにも対応可能です。

【職務内容】

- ・相談活動に関わる計画や立案
- ・SC、SSWの周知と相談の受付
- ・SC、SSW等との連携調整
- ・「ケース会議」の実施
- ・教育相談に関する校内研修の実施

特別支援教育コーディネーター

特別な支援を必要とする児童生徒の支援にあたり、校内委員会や研修会の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。

【職務内容】

- ・校内委員会や校内研修の企画、運営
- ・医療、福祉、労働等の関係機関と学校との連絡調整
- ・保護者からの相談

スクールカウンセラー(SC)

児童生徒へのカウンセリングや対応について、教職員や保護者に専門的な助言や援助を行う心理の専門家です。

【職務内容】

- ・教職員への助言・援助
- ・児童生徒・保護者へのカウンセリング
- ・教職員、保護者対象の研修
- ・関係機関との連携等
- ・校内のいじめ防止等の対策の組織に関すること

スクールソーシャルワーカー(SSW)

福祉的な課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築などを行う福祉の専門家です。

【職務内容】

- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・保護者、教職員等に対する相談
- ・教職員等への研修活動等
- ・校内のいじめ防止等の対策の組織に関すること

不登校対策を担当する教職員の明確化

組織的な不登校対策を機能させるには、コーディネーターの役割を果たす教職員の存在が重要です。そのような役割を担う教職員を**不登校対策担当教員**として校務分掌に位置付けます。



【役割の例】

- ・校内の不登校対策の企画
- ・不登校の校内研修の実施
- ・登校支援チームの運営
- ・保護者との関係づくり

etc.

「生徒指導主任」や「教育相談コーディネーター」「主幹教諭」等が兼任するのも方法の一つです

6 児童生徒支援のチームづくり

児童生徒の支援を組織的・計画的に実行するためには、年度当初に「登校支援チーム」を設置し、1年間の活動計画や支援の手順、また支援が必要な児童生徒の情報等について、メンバー間で共有します。

年度当初に実施すること

①「登校支援チーム」の設置

- ・不登校対策担当教員を中心に、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭等を構成員としたチームを設置します。学校の実情に応じて、各学年に設置するのも方法の一つです。

②自校の不登校の状況の把握と気になる児童生徒のリスト化

- ・不登校児童生徒や支援の状況など、自校の状況を把握します。また、不登校の人数を「新規数」「継続数」に分けて傾向を分析し、自校における対策の効果を確認します。
- ・前年度の欠席日数や遅刻早退の回数、保健室の来室回数などから、気になる児童生徒をリスト化し、不登校のリスクが高い児童生徒の状況を把握します（スクリーニング*）。

*スクリーニングとは…

校内全ての児童生徒を対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、支援の必要な児童生徒を拾い上げること

- ・上記の情報を早期にチーム内で共有し、自校における不登校支援体制の対象者を整理します（スクリーニング会議）。

③「登校支援チーム」の本年度の活動計画を作成

- ・学校の教育計画全体の中に登校支援チームの活動計画を位置付け、それに基づいて年間計画を作成します。
- ・全ての児童生徒を対象とする教育活動として、例えば、特別活動等におけるソーシャルスキルトレーニングなどを計画します。
- ・日々の授業の中で共感的な人間関係の育成を目指した協働的な学びの実践を呼びかけます。
- ・その他、教職員向け校内研修として、配慮が必要な児童生徒への具体的な手立てや、学級経営に生かせる理論や技法、カウンセリングなどについての研修を計画します。

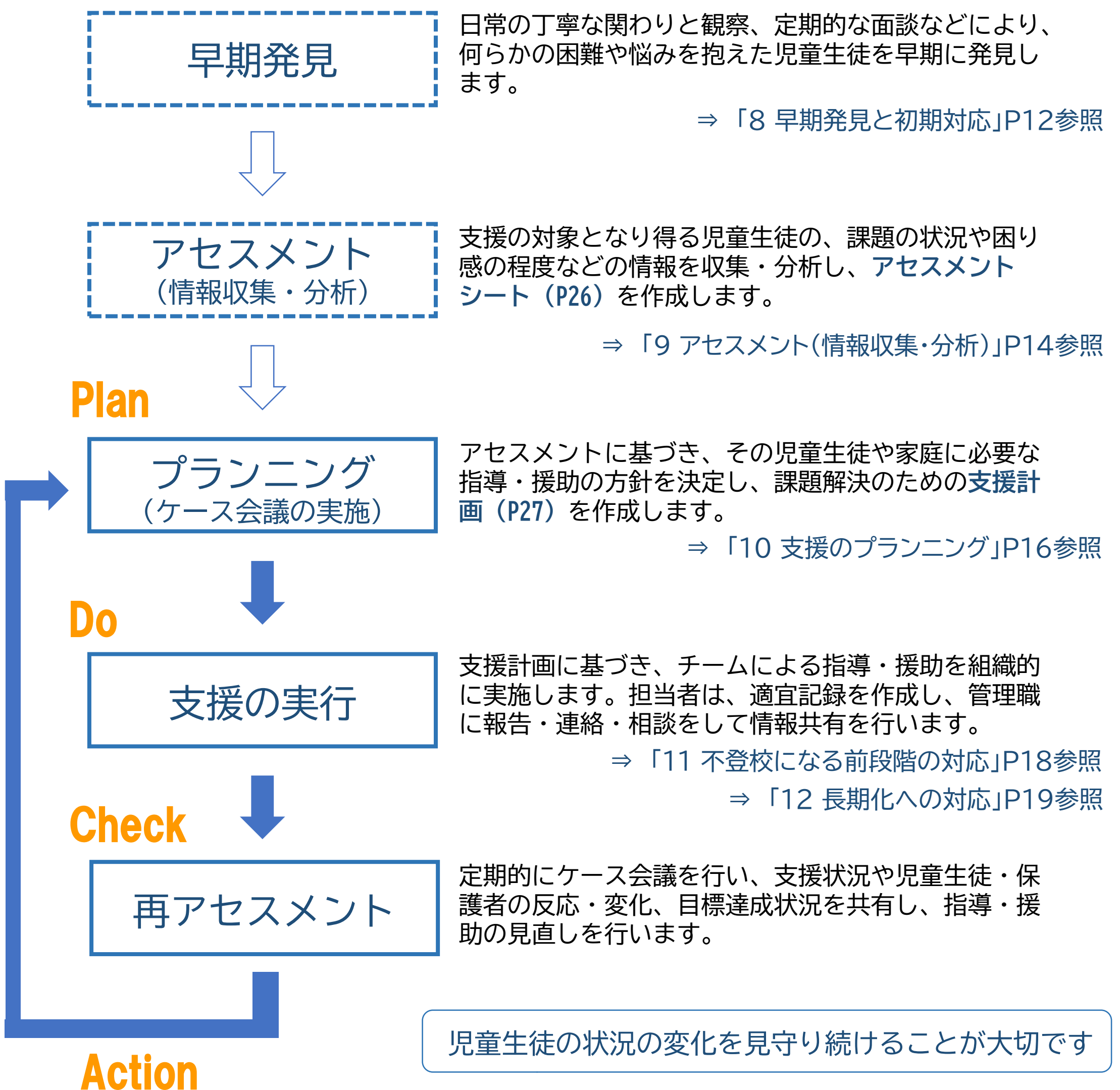
④教職員全体や関係機関等との情報共有

- ・不登校の児童生徒は、学力の課題、いじめや非行など生徒指導上の課題、進路上の課題、心身の発達上の課題など複合的・重層的な課題を抱えていることがあります。生徒指導部会や教育相談部会などその他の分掌組織と横の連携を大切にしながら、組織的に対応します。

7 チームによる支援のプロセス

個別支援については、不登校対策担当教員がリーダーシップを発揮し、一定のプロセスに基づく支援をコーディネートします。管理職は、支援のPDCAサイクルが適切に回っているかを把握（モニタリング）します。

支援のプロセス



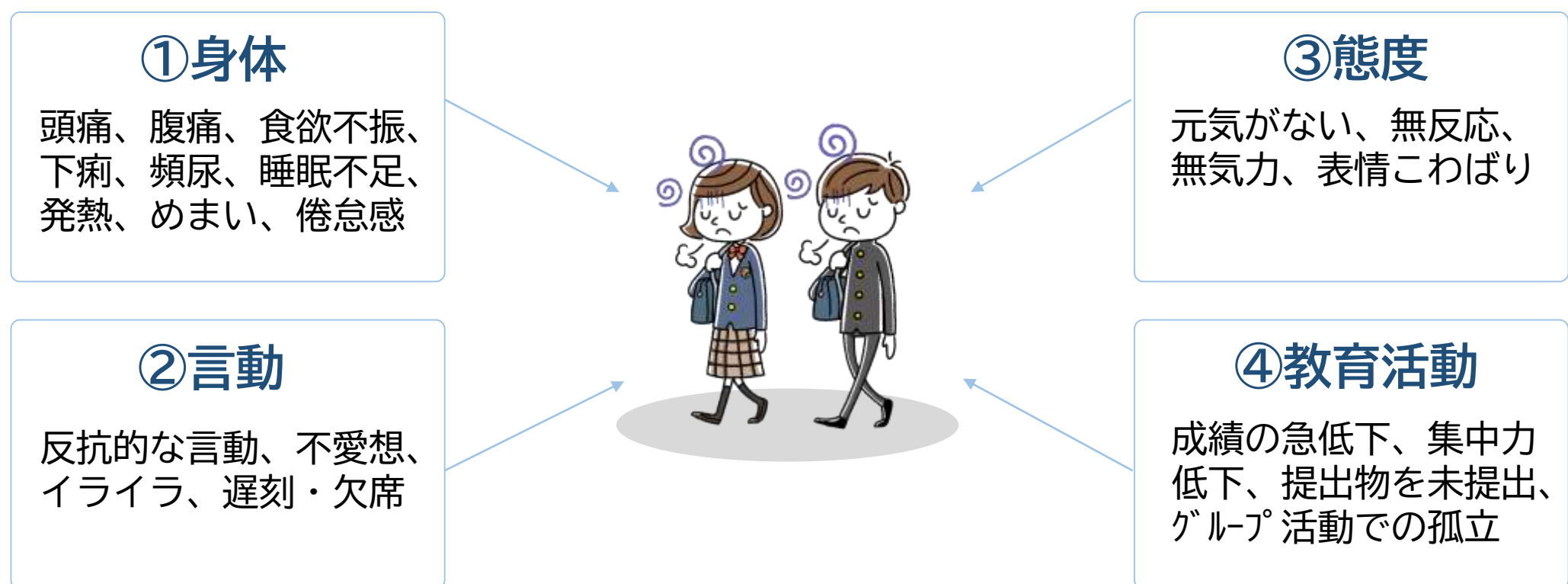
8 早期発見と初期対応

欠席日数が増えると、学業に遅れが生じ、生活リズムも乱れがちになり、学校に復帰しづらい要因となります。不登校の予兆を「早期発見」し、必要な支援を早期に行う「初期対応」が重要です。

児童生徒の変化の把握

児童生徒は、必ずしも自分の考えを十分に言葉にできるわけではありません。児童生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそ、毎日見ているという強みを生かして、ちょっとした変化に気付くことができます。

児童生徒の言動や表情、友人や教員との関係、成績等の変化を
日常の観察を中心に様々な方法で把握する



これらの変化は「サボリ」「怠け」「非行」「無気力」と疑いたくなりますが、「学校にいける状況じゃない!」という、SOSのサインかもしれません。児童生徒の変化に懸念や違和感を覚えたら登校支援チームメンバー及び関係する教職員と情報を共有しましょう。

教職員による日常の観察

- ・丁寧な関わりと観察
- ・作文、絵、日記
- ・個人面談
- ・児童生徒アンケート

etc.



担任だけでなく、その児童生徒に関わる教職員それぞれが感じた小さな変化を、日常的に共有することが大切です。

休み始めの段階における初期対応

不登校になる児童生徒は、「学校に行きたくない」と言い出す前段階から、既に子供なりのストレスを抱えています。本人や保護者も明確な理由が分からない欠席が連続した場合はSOSではないかと疑い、危機感をもって対応します。

以下のようなケースは特に注意が必要です

- ・欠席理由があいまい
- ・頭痛など体調不良を理由とした欠席が繰り返される
- ・いじめや虐待など人間関係の問題が心配される

対応①から③まで
欠席3日以内を
目途に対応します

対応① 近況や過去の欠席状況を把握します

- クラスや部活動での最近の様子を教職員や友人から聞き取る
- 保健室や相談室を利用していたか確認する
- 過去の欠席状況などを確認する（不登校に限らず欠席理由を確認）

POINT

- ・過去に不登校経験がある場合は、病気欠席でも不登校の兆候を疑います
- ・教員や友人との関係、勉強の理解度など、学校生活が背景要因にないか確認します

対応② 本人の状況を確認します

保護者との信頼関係に
基づく情報共有が不可欠

- 保護者と連絡を取り家庭での様子を確認する
- 本人と話すことができた場合は「体調はどう？」といった声掛けをする

POINT

- ・心配する気持ちを伝え、不安に寄り添いながら、児童生徒の様子を確認します
- ・家庭での問題が、子供の不安や悩み、意欲低下につながることもあります

対応③ 「登校支援チーム」ミーティングを実施します

臨機応変に
短時間で！

- 支援チームメンバーと情報（上記①②）を共有する
- 「校内ケース会議（P16参照）」等の対応を検討する
- 現状と今後の対応について管理職に報告する
- 必要に応じて家庭訪問を行う（慎重に対応） ⇒ 「家庭訪問」P18参照

POINT

- ・家庭訪問を実施すべきか悩む場合はスクールカウンセラーに相談します

9 アセスメント（情報収集・分析）

「アセスメント」とは、支援対象となる児童生徒の情報収集・分析を行い、状況を多面的に把握することです。児童生徒一人一人に応じた支援を実施するには、その前提として適切なアセスメントが不可欠です。

アセスメントの基本姿勢

① 教職員個人の指導観や経験にとらわれない

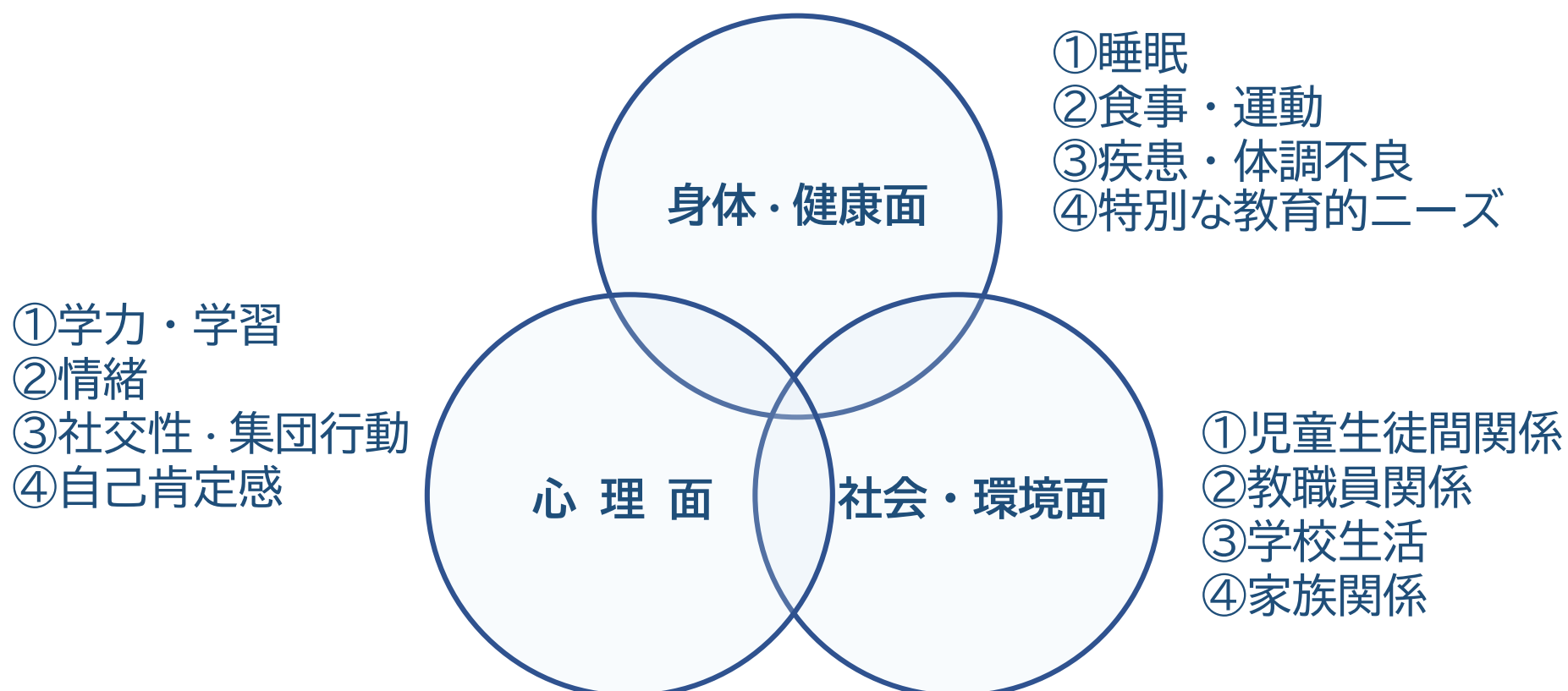
- ・不登校児童生徒は、分かってはいるが動けない心の状況にあります。教職員個人の指導観や経験から、安易に「サボり」「怠け」「非行」「無気力」と決めつけないよう注意します。

② 不登校の背景要因を多面的に理解する

- ・不登校の原因は簡単には分かりません。本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っています。
- ・本人や保護者の話、教職員や友人への聞き取り、いじめアンケート、指導要録、家庭訪問の記録などから情報を収集し整理します。

アセスメントの観点

不登校の背景要因を、「身体・健康面」「心理面」「社会・環境面」の3つの観点から多面的に分析します。対象の児童生徒に関わりがある教職員が情報を持ち寄りアセスメントを行い、チームでアセスメントシート（P26）を作成します。



東京都「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を参考に作成

知っておきたい障害や疾病、特性など

発達障害や疾病などに対する教職員の理解不足が、二次的な問題として不登校の要因になることがあります。偏見の目で見たり、第一印象だけで決めつけたりするのはではなく、その背景事情を理解しようとする姿勢が大切です。

発達障害

発達障害は、脳機能の発達が関係する障害であり、対人関係や社会性、行動面や情緒面、学習面に特徴がある状態です。その行動や態度は「自分勝手」「変わった人」「困った人」と誤解されることも少なくありません。発達障害にも様々なタイプがあります。

・注意欠陥多動性障害（ADHD）

「集中できない」「じっとしてられない」「考えるよりも先に動く」などが特徴。早合点やうっかりミス、不注意な誤りによる失敗を多く経験しています。また、指示どおりに活動できない、ルールや約束が守れないことは、友人関係の維持に影響します。

・自閉症（ASD）

「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などが特徴。相手の気持ちを推し量ることや自分の言動の周りへの影響を把握することに難しさがあり、暗黙の了解や例え話、遠回しの表現などの理解に困難さを抱えます。予想外の出来事が多い学校生活に、大きな不安感を抱えてしまうこともあります。

・学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力について、学んだり、行ったりすることに様々な困難を示す状態をいいます。できることと難しいことのギャップが大きいことも特徴で、やる気の問題や努力不足と見られがちです。

起立性調節障害

自律神経のバランスが崩れ、血流の低下や、心拍数の異常などにより身体や頭が重くなり、朝起きあがるのが難しい状況があります。しかし、午後には回復してくることが多く、怠けなどと誤解されがちです。食欲不振・倦怠感・頭痛などの症状もあります。

場面緘黙(ばめんかんもく)

家では話ができるのに、学校など社会的場面では、上手く話せない症状が続く状態のことです。性格によるものとは異なり、本人の意思とは関係なく話せなくなるというのが特徴です。

過敏性腸症候群

検査をしても腸に腫瘍や炎症が見つからないのにも関わらず、下痢や便秘、腹痛といった症状が続く病気です。学校に行こうと思うとお腹が痛くなる、家を出たのにお腹が痛くなって家に戻ってくる、といったことを繰り返します。

脳脊髄液減少症

交通事故による鞭打ち症など比較的軽微な外傷等が原因で脳脊髄液が漏れることで、発症すると言われています。頭痛、めまい、記憶障害などの症状があるが、見た目にはどこも悪くなさそうなため、精神的なもの、怠け病と誤解されがちです。

このほか、診断名がつくものではなくても、対人関係や学習面等において適応困難につながる特性を有しているいわゆる**グレーゾーン**にある児童生徒や、チャイムなどの大きな音や蛍光灯の光などに過敏に反応する**感覚過敏**といった特性のある児童生徒もいると言われています。

10 支援のプランニング（ケース会議の開催）

原因追求や学校復帰の方法のみにこだわるのではなく、本人の気持ちやどのような学校であれば行けるのかという支援ニーズを理解し寄り添いつつ、アセスメントに基づく一人一人に応じた具体的な支援を計画します。

ケース会議開催の流れ

ケース会議とは…

児童生徒やその家庭に必要な指導・援助とその方法を決定する会議

リスクを抱えた児童生徒を発見したら・・・

① 「登校支援チーム」ミーティングの実施



- ・不登校対策担当教員、担任、学年主任等が集まり、収集した情報を共有し、ケース会議の開催など今後の対応について検討します。
- ・今後の対応案について管理職に報告し、教育相談部会で扱う案件と判断したら、定期または臨時のケース会議の議案とします。
- ・収集した情報をもとに、チームで「アセスメントシート（P26）」を作成します。

⇒ 「9 アセスメント(情報収集・分析)」P14参照

② 「ケース会議」の開催



- ・ケース会議の構成メンバー（管理職、教育相談コーディネーター、登校支援担当教員、担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等）が集まり、アセスメントシートに基づき必要な支援策を検討します。
- ・様々な視点からアセスメントを実施できるように、SCやSSWが参加できる日程で調整します。また、案件によっては、校外の関係者も含めた会議を実施します。
- ・次回、いつケース会議を開催するか、その際に何を確認するかを明確にします。

POINT

- ・ケース会議は時間を定めて定期的に行う
- ・アセスメントシートで情報を共有し、アセスメントに基づき実効性のある支援を計画する場とする（単なる情報交換の場にはしない）

③ 「支援計画（児童生徒理解・支援シート）」の作成

- ・長期目標（ゴール）とその実現に向けた短期目標を明確にします。
- ・「誰が」「いつ」「どのように」支援を行うのが効果的であるのかを検討し、具体的に役割分担をします。
- ・整理した計画をもとに、「児童生徒理解・支援シート（P27）」を作成します。

支援計画作成のポイント

POINT①

指導や援助の在り方を、教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解(=アセスメント)に基づいて考えます。

POINT②

児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わるため、あらゆる場面に適用する指導や援助の方法は存在しません。

POINT③

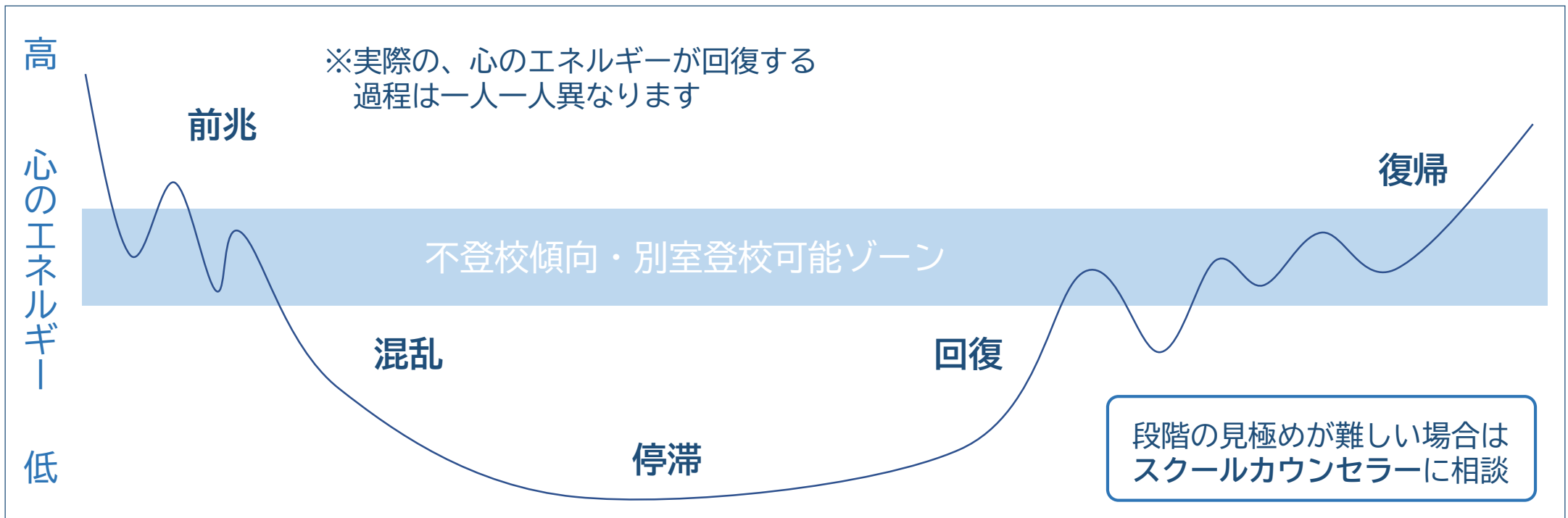
どの段階で、どのような指導・援助が必要かという時間的視点を持って考えます。

POINT④

子供にとって最適な支援が届く計画になっていたのかを評価し、再度プランニングします。

心のエネルギーと段階に応じた支援

どのような支援が必要か判断するには、児童生徒の心のエネルギーについて理解することが大切です。以下の曲線は、不登校児童生徒がたどる心のエネルギーの回復過程のイメージです。心の状態を見極め、その時々に応じた支援をします。



前兆期	初期	中期	後期	復帰期
<ul style="list-style-type: none"> ○朝起きられなくなる ○休み時間に一人であることが多い ○宿題をしない ○忘れ物が多くなる ○保健室を頻りに利用 ○身体症状を訴える <p>支援内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆早期の家庭訪問 ◆別室での支援 ◆養護教諭の指導 ◆SCや相談員の活用 ◆家庭環境に要因 ⇒ SSWの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○頭痛・腹痛・発熱等の身体症状が時々 ○食事・睡眠時間など生活の乱れが時々 ○物や人にあたる等の攻撃性が高まる ○感情や行動のコントロールができない ○恐怖心が強く、人目を避け外出をしない ○学校の話に拒否感 <p>支援内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆休養を優先(無理に会わない) ◆保護者を支援 	<p>(前半)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部屋に閉じこもり外に出ない ○家の手伝いをしない ○昼夜逆転の生活をする <p>支援内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆定期的な家庭訪問 ◆家庭学習を支援 ◆相談機関との連携 <p>(後半)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気持ちが外に向き活動の意欲が出る ○趣味や遊びに関心がわく ○気持ちを言葉で表現する ○手伝いや家族への気遣い <p>支援内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教育支援センターと連携した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分を肯定する言葉が出てくる ○進学や就職の話をするとき笑顔が出る ○学習を始める ○担任や友人など学校関係者に会う ○登校や進学・就職に向けて動き出す <p>支援内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教育支援センターでの学習 ◆オンライン学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活のリズムが整う ○相談室や別室への登校ができるようになる ○休日や夕方に友人と遊ぶようになる ○家族と良く話をするようになる ○好きな教科の学習に取り組むようになる <p>支援内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆別室での支援 ◆学校行事への参加 ◆登校に向けた準備

「不登校支援 心のエネルギー曲線」佐賀県教育センター(2005)を参考に作成

11 不登校になる前段階の対応（家庭訪問）

児童生徒に欠席が続いたときには、電話だけでなく、教職員自身が直接会って話をすることも必要です。家庭訪問が児童生徒に抵抗や不安をもたらすこともあるため、保護者とも相談しながら目的意識を持って慎重に対応します。

家庭訪問のポイント

家庭訪問で目指すのは、児童生徒や保護者との信頼関係を築くことです。児童生徒に「心配しているよ」というメッセージを伝え、保護者の不安や心配事に寄り添うことが、信頼関係を築く第一歩になります。

目指すのは
児童生徒や保護者との信頼関係を築くこと！

アポイント

- ・家庭訪問する際は、事前にその旨を伝えます。
- ・保護者の意向も確認しつつ、児童生徒の緊張が和らぐ放課後の時間を選ぶなど、会いに行く時間を検討します。

訪問前

- ・登校支援チームで人選をします。
- ・担任だけが抱え込むことなく、可能な限り複数人で対応します。
- ・訪問直前には「今から訪問します」と伝えるなど丁寧に対応します。

訪問中

- ・初回の家庭訪問は短めに設定します。
- ・興味関心があることなど、本人が話しやすい話題を大切にします。
- ・この時点での励ましや説教などは、逆効果になりがちです。本人のペースを大切にすることを伝えます。
- ・こころの状況に不安があれば、**スクールカウンセラー**等のカウンセリングや**教育支援センター**の教育相談等を提案します。

本人に会えなかった…

- ・本人と会えなくても保護者とは連絡を続け、心配してるというメッセージを伝えます。
- ・本人と直接会えない場合は、保護者と話をしたり、プリント類を置いてきたりするだけでも十分に意味があります。

安否が確認できないときは…

- ・家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない場合は、児童相談所等への通告、警察への情報提供なども検討します。

訪問後

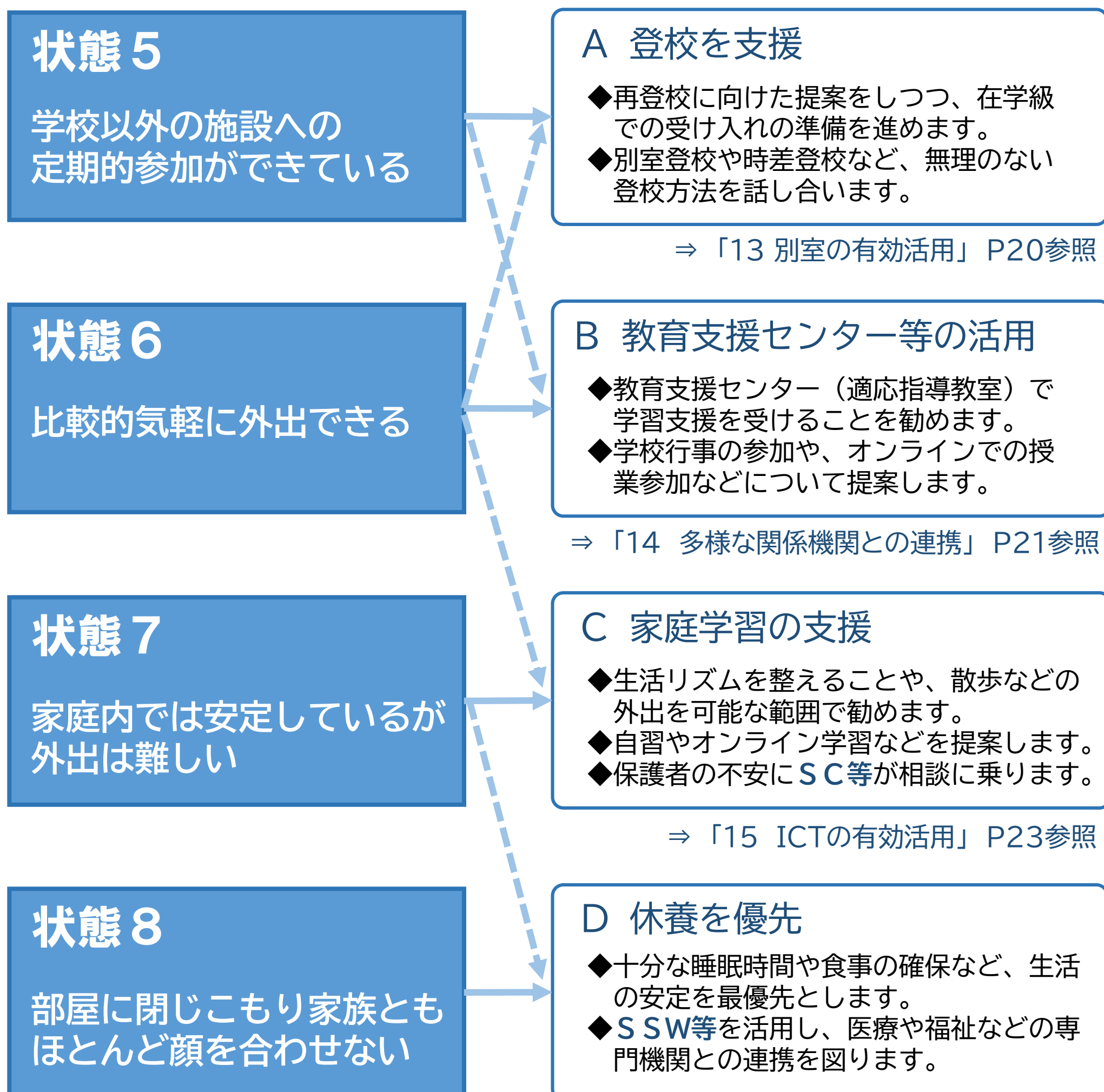
- ・訪問後も、保護者に連絡し、その後の本人の様子を尋ねます。
- ・訪問結果を記録し、**登校支援チーム**と共有します。
- ・対応に悩む場合は**SC**に相談します。

12 長期化への対応（自立に向けた支援）

自立への道のりは一人一人様々です。不登校が長期化している場合は、登校を支援するのか、学校外の支援機関につなげるのか、休養を優先するのか、個々の心身の状況変化を見守りながら、目標の幅を広げた支援を行います。

児童生徒の心身の状況を踏まえた支援例

※児童生徒の状態別索引は P3を参照



本人や保護者の意向も踏まえつつ、学校は家庭訪問や電話連絡を計画的に行い、児童生徒とのつながりを切らないようにします。

13 別室の有効活用

学校・学級にうまく馴染めない児童生徒が安心して過ごせる一時的な居場所として、また、一度不登校になった児童生徒が学校に戻りたいと思った際のステップとして、別室を活用した支援が効果的です。

別室支援の工夫

相談室や図書室、空き教室などを活用して学習支援や相談活動を行っている学校があります。別室でも児童生徒が安心して過ごせるような工夫が必要です。

以下、工夫の一例

別室を上手に活用している学校では、利用制限時間を設けず、児童生徒が利用しやすい工夫をしています

①別室の準備

- ・別室運営の担当者を決めるなど組織的に運営する
- ・担当者の全体的な業務量も鑑みて負担の平準化を図る
- ・昇降口に近い教室など他の児童生徒と鉢合わせしにくい場所に設置する
- ・パーテーションで他の児童生徒の視線をカットする

②別室の運営

- ・無理をさせず見守るという姿勢を前提とする
- ・登校を強く促す、勉強の不安を喚起するなどの対応は避ける
- ・児童生徒自ら教室の利用計画を立てる
- ・本人が作成した計画の6～8割からまず取り組み、できることを徐々に増やしていく
- ・まずは、少し頑張ればできる課題に取り組んでもらう
- ・他の児童生徒と比較しない

③教室復帰に向けた働きかけ

- ・本人の気持ちに合わせて、別室から徐々に教室に向かえるようにする
- ・教室での自然な迎え入れの準備や学級担任による働きかけを行う
- ・オンラインで自分のクラスの授業を視聴させる

知っていますか？「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）」

別室登校できる専用の教室。学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。児童生徒のペースに併せて相談や学習のサポートをします。

14 多様な関係機関との連携

学びの継続のためには、学校復帰だけを目指すのではなく、学校外の多様な学びの場や居場所（相談窓口含む）の活用も検討します。また、不登校の背景要因が多様化する中、学校外の機関の支援が必要なケースが増えています。

学校外の多様な学びの場

学校外にも多様な学びの場や居場所があります。学校外にも視野を広げることで、指導・援助の幅や可能性が広がります。

学校外の多様な学びの場を利用することで、本人の心のエネルギーが回復し、結果的に学校復帰する児童生徒もいます



埼玉県では共同利用を含め
全ての市町村が設置済み

①教育支援センター (適応指導教室)

市町村が設置している、不登校児童生徒の支援機関です。一人一人に合わせた個別学習や体験活動、また相談等を実施しています。公共施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。



「居場所」重視のところ
「勉強」重視のところ様々

②フリースクール

一般に、不登校等の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言います。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。

不登校児童生徒に学校外の機関を紹介することは、学校が外部に全面的に委ねてしまうものではありません。関係機関と連携しつつ、学校は家庭との関係を切らないことが大切です。

関係機関との連携を行った場合の「指導要録上の出席扱い」

上記①②などの学校外の公的機関や民間施設で相談・指導を受けている場合、一定の要件の下、校長の判断で指導要録上の出席扱いとすることができます。

(一定の要件)

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ②民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会等と連携して判断すること
- ③当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ④学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が教育課程に照らし適切であると判断できること

【参照】「不登校児童生徒への支援の在り方について」初等中等教育局長（令和元年10月25日）

専門的な支援機関

学校現場で起きている様々な出来事は複雑化・深刻化しており、専門的なアセスメント力や知識・技能がますます必要とされています。外部の支援機関につなげる際は、その子にとってなぜその支援が必要なのか、保護者に対して丁寧に説明し、保護者と共に子供の支援に当たる関係を構築します。

「学校に見捨てられた」
「学校では手に負えないひどい状況なのか」
という不安を与えないよう丁寧に伝えます



精神疾患

- ◆保健所
こころの病気に関する不安や悩みのほか、家庭内暴力やひきこもり、不登校など思春期の問題に関する相談、依存症に関する相談などの受け付け。
- ◆精神保健福祉センター
こころの健康相談から精神医療に関わる相談、思春期・青年期の相談など対応。医療が必要かどうかも相談できる。

児童虐待

- ◆児童相談所
虐待、非行、不登校など子供についての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供。
- ◆要保護児童対策地域協議会
保護を要する児童等に関する情報交換や支援内容の協議、児童及び保護者の支援を目的にした地域連携の場。

家庭の経済的困窮

- ◆福祉事務所
生活困窮者からの相談や生活保護について実施する施設。

発達障害

- ◆発達障害総合支援センター
発達障害の支援ができる人材の育成や、保護者の支援、地域の支援機関への助言のほか、発達障害に関する県民からの相談に対応。

非行問題

- ◆法務少年支援センター
児童福祉機関、学校・教育機関などの機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止活動を実施。

同居人の介護

- ◆地域包括支援センター
高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置。介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々な相談に対応。

ひきこもり

- ◆ひきこもり相談サポートセンター
6歳以上でひきこもりの状態にある方、その家族、関係者の相談に対応。

このほかにも様々な支援先があります。連携する支援機関が分からない場合や、対応に迷う場合はスクールソーシャルワーカーに相談します。

15 ICTの有効活用

登校できない児童生徒には、自宅と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなど、1人1台端末を活用したオンラインの支援が有効です。

ICTを活用した支援例

オンラインでの学習をきっかけに、進学や進級のタイミングで登校できるようになる児童生徒もいます。直接の会話にこだわらずに、リアクションボタンでのやりとりでもOKです。コミュニケーションを大切にして、オンライン上でも、児童生徒にとって居場所と感じられるような工夫をします。

オンライン
学習の実施



オンラインによる
個別相談



学習アプリ
の活用



1人1台端末を
活用した健康観察



ICT等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出席扱い」

小学校、中学校については、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、以下に挙げるような要件のもと、指導要録上の出席扱いとしている。

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること、
- ②ICTや郵送、FAX等を活用して提供される学習活動であること、
- ③訪問等による対面指導が適切に行われていること、
- ④当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること、
- ⑤校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分に把握すること、
- ⑥基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること、
- ⑦学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

【参照】「不登校児童生徒への支援の在り方について」初等中等教育局長(令和元年10月25日)

16 保護者に対する支援

児童生徒にとって、最も身近な支援者が保護者です。一方で、保護者もまた、先の見えない不安に悩んでいます。子供のそばにいる保護者の不安を和らげ、気持ちに寄り添うことが、児童生徒への何よりの支援になります。

保護者支援のポイント



子供は単に怠けたい
サボりたいだけなの
ではないか

不登校に理解を示さない
保護者には…



- ・不登校の初期には、原因不明の腹痛や頭痛などの身体症状もあることを伝えます。
- ・**スクールカウンセラー**や**医師**などの専門家から保護者やその家族に伝えてもらうことも検討します。



学校や教員の対応が
悪いから、不登校に
なってしまった

学校に怒りや不信感を
感じている保護者には…



- ・保護者の話を傾聴し、心情に理解を示します。
- ・管理職や**スクールカウンセラー**など、担任以外の職員の力を借りることも検討します。

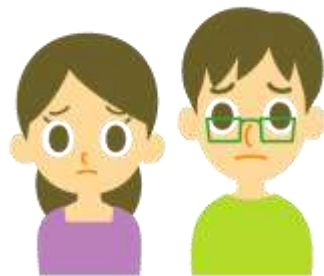


どうしたら子供は
以前のように学校に
通えるようになるのか

強い焦りや不安を感じ
ている保護者には…



- ・気持ちへの共感と、今後の対応を一緒に考えようとする姿勢を示します。
- ・子供の将来への不安が強いなど、必要に応じて**保護者の会（親の会）**を紹介します。



保護者としての義務
を果たせていないの
ではないか

後ろめたさを感じて
いる保護者には…



- ・保護者には、嫌がる子供を無理に学校へ通わせる法的な義務はないことを伝えます。
- ・**教育支援センター**などの学校外の学びも選択肢として示します。

知っていますか？「保護者の会（親の会）」

不登校の同じ悩みを持つ保護者や家族が集う居場所を運営する団体です。埼玉県内各所にこのような団体があります。

※県ホームページ「[埼玉県不登校支援サイト](#)」に団体名簿を掲載中です。

17 多様な自立の在り方に向けての進路支援

社会的自立に至る多様な過程の中から、児童生徒が自分自身に合った進路実現を図れるよう、特別活動を核としたキャリア教育を充実するとともに、ニーズに応じた進路指導を実施し、目標の幅を広げる支援を行います。

キャリア教育と進路指導

中学校卒業後の進路については、多様な選択肢があります。なりたい自分の姿をイメージさせるなど、**キャリアパスポート**等を活用したキャリア教育が重要です。また、中学校における進路指導において、多様な進路の中から自分自身にあった進路を選択できるよう適切な情報提供を行い、不登校児童生徒にも必要な進路指導を実施します。

- ・ 選択肢の一つとして、夜間や昼夜に開校し、生徒の生活に合わせて通学時間帯を選べる**多部制の定時制高校**があります。
- ・ レポートの添削指導や面接指導が中心で自分のペースで学べる**通信制高校**や、高等学校卒業程度認定試験の受験をサポートする民間の施設もあります。

知っていますか？「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」

第1次選抜において「自己申告書」を提出した者を対象に、調査書の学習の記録及び出欠の記録の得点を用いず、学力検査の得点の合計、調査書の学習の記録及び出欠の記録以外の得点、その他の資料の得点及び自己申告書の内容を資料とする特別な選抜を行います。在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認められた生徒が対象です。原則として、全日制及び定時制のすべての高等学校で実施します。

進学先への情報の引継ぎ

不登校児童生徒の支援は、校種を超えて続く場合があります。また進学先において一から支援を検討するのではなく、支援ニーズやこれまでの支援内容などの情報を、児童生徒本人と保護者の意向を尊重しつつ、引き継ぐことが重要です。

- ・ 引継ぎの際には、個人情報保護の原則に配慮し、児童生徒本人と保護者の意向を尊重しつつ、どの情報をどう伝えるのかについての確認をすることが重要です。引継ぎには、作成した**児童生徒理解・支援シート（P27）**や**キャリアパスポート**が役立ちます。
- ・ 一方で、進学を機に「新たにやり直したい」と考えている児童生徒もいます。進学の際は、情報の引継ぎを重視しつつ、引き継いだ情報がレッテル貼りではなく、保護者と連携を密に図っていくための引継ぎであることを意識することが重要です。

各種シート

アセスメントシート(例)

氏名		性別		学級	年	組
----	--	----	--	----	---	---

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席日数													
(うち出席扱い)													
欠席日数													
(うち不登校)													

観点		現在の状況・様子	特徴・その他	良さ・長所
身体・健康面	睡眠			
	食事・運動			
	疾患・体調不良			
	特別な教育的ニーズ			
	その他			
心理面	学力・学習			
	情緒			
	社交性・集団行動			
	自己有用感・自己肯定感			
	関心・意欲			
	過去の経験			
	その他			
社会・環境面	児童・生徒間の関係			
	教職員との関係			
	学校生活			
	家族関係・家庭背景			
	地域での人間関係			
	その他			

※このシートは一例です。
各学校の実情に応じてシートを用意します。
県ホームページ「埼玉県不登校支援サイト」
では、当様式データを配布しています。

児童生徒理解・支援シート(共通シート)

作成日:平成 年1 月 日

※の事項は障害のある児童生徒、外国人児童生徒等で必要な場合に記入

作成者 HO(記入者名)

追記者 HO(記入者名)/HO(記入者名)/...

(児童生徒) 名 前 (よみがな)	性別	生年月日	国籍等(※)	出生地(※)
0		平成 年 月 日		

(保護者等) 名 前 (よみがな)	続柄(※)	学校受入年月日(※)	連絡先
		平成 年 月 日	

○学年別欠席日数等	追記日	○/○												
年度														
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会所管の機関(①除く。)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														
⑧IT等の活用														

○支援を継続する上での基本的な情報

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報、家庭での様子、障害の種類・程度・診断名・障害者手帳の種類・交付年月日(※)、学習歴(※)、日本語力(※)等)

--

○家族関係

特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化、家族構成(※)、家庭内使用言語(※)等)

--

○備考欄

--

※このシートは文部科学省が参考に示しているシートの一部です

参考資料

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」平成29年3月31日 文部科学省
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」 令和元年10月25日 文部科学省
- ・「児童生徒の教育相談の充実について」 平成29年2月3日 文部科学省
- ・「生徒指導提要」 令和4年12月改訂 文部科学省
- ・「学習指導要領(小学校)」「学習指導要領(中学校)」 平成29年3月改訂 文部科学省
- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態, 強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」 平成30年1月23日 文部科学省・厚生労働省
- ・「精神疾患に関する指導参考資料」日本学校保健会
- ・「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」文部科学省
- ・「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き－令和3年度改訂－」日本学校保健会
- ・「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」文部科学省
- ・政府広報オンラインホームページ「発達障害って、なんだろう？」
- ・「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」 令和5年3月 文部科学省
- ・「児童・生徒を支援するためのガイドブック ～不登校への適切な対応に向けて～」 東京都教育委員会(2018)
- ・「岡山型長期欠席・不登校対応スタンダード」 岡山県教育委員会(2018)
- ・「起立性調節障害(OD)対応ガイドライン」岡山県教育委員会(平成31年3月)
- ・「不登校支援 心のエネルギー曲線」佐賀県教育センター(2005)
- ・「生徒指導リーフ Leaf.2 絆づくりと居場所づくり」 平成24年2月 国立教育政策研究所
- ・「生徒指導リーフ Leaf.14 不登校の予防」 平成26年4月 国立教育政策研究所
- ・「生徒指導リーフ Leaf.22 不登校の数を継続数と新規数とで考える」 平成30年7月 国立教育政策研究所
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック」 令和2年3月 埼玉県教育委員会
- ・「学校の先生・SCにも知ってほしい 不登校の子どもに何が必要か」 平成28年3月 増田健太郎編著

一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック
～総合的な長期欠席・不登校対策～

発行日 令和6年3月発行
発行元 埼玉県教育局生徒指導課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-824-2111 FAX 048-830-4952



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」